

紀南環境広域施設組合財政状況の公表に関する条例

制定 平成25年8月1日 条例第22号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期等)

**第2条** 財政状況の公表は、毎年5月及び11月に行うものとする。ただし、管理者において災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、公表の時期を変更することができる。

2 前項の規定により公表する財政状況は、5月に公表するものは前年10月1日から3月31日まで、11月に公表するものは4月1日から9月30日までの期間におけるものとする。

(公表の方法)

**第3条** 財政状況の公表は、紀南環境広域施設組合公告式条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

(委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。